

議第11号議案

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書の
提出

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和3年12月21日提出

政策・総務・財政委員会
委員長 草間 剛

国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書

これまで国の政策として全国に配置された国立大学は、高度人材育成と卓越した研究の推進により全ての地域の成長を牽引するとともに、我が国の発展に大きく貢献してきた。また各地方自治体が設置する公立大学は、地域社会から信頼される知的・文化的拠点として、教育研究の質の向上に向けた取組などを着実に進めてきている。

また、国公立大学は、感染症や災害に対する高度でレジリエントな社会の構築と国土強靱化に貢献することが求められており、DXによる社会の持続可能な成長、カーボンニュートラル等によるグリーンリカバリーの実現等、地方創生の中核を担うとともに、人工知能（AI）技術、ビッグデータ解析に長けた人材の育成・輩出など多様な高度人材の育成も担っている。

本市においては、横浜国立大学をはじめ、東京工業大学、東京藝術大学及び横浜市立大学といった国公立大学はそれぞれの強み、特色を十分に生かし、横浜の未来を切り開き、持続可能な成長に大きく寄与している。

しかしながら、運営費交付金や施設整備費補助金の多年にわたる削減等によって、十分な教育研究基盤の維持・確保に支障をきたしており、さらに、今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、地域医療の中核を担う国公立大学附属病院における医療提供体制の更なる強化に向け、一層の財政支援が必要である。

よって、政府におかれては、コロナ新時代を見据え、意欲ある学生が安心して学ぶことができる環境を整えることや、それぞれの大学が求められる役割を着実に担い続けることができるよう、国立大学に対する運営費交付金等の基盤的経費を充実するとともに、あわせて公立・私立大学への支援の充実を図ることを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て

横浜市会議長

清水 富雄